

羽曳野市がん患者医療用ウィッグ及び乳房補正具購入費用助成事業の  
申請時に提出する領収書について

令和6年4月1日  
羽曳野市健康増進課

1. 領収書に記載が必要な事項について

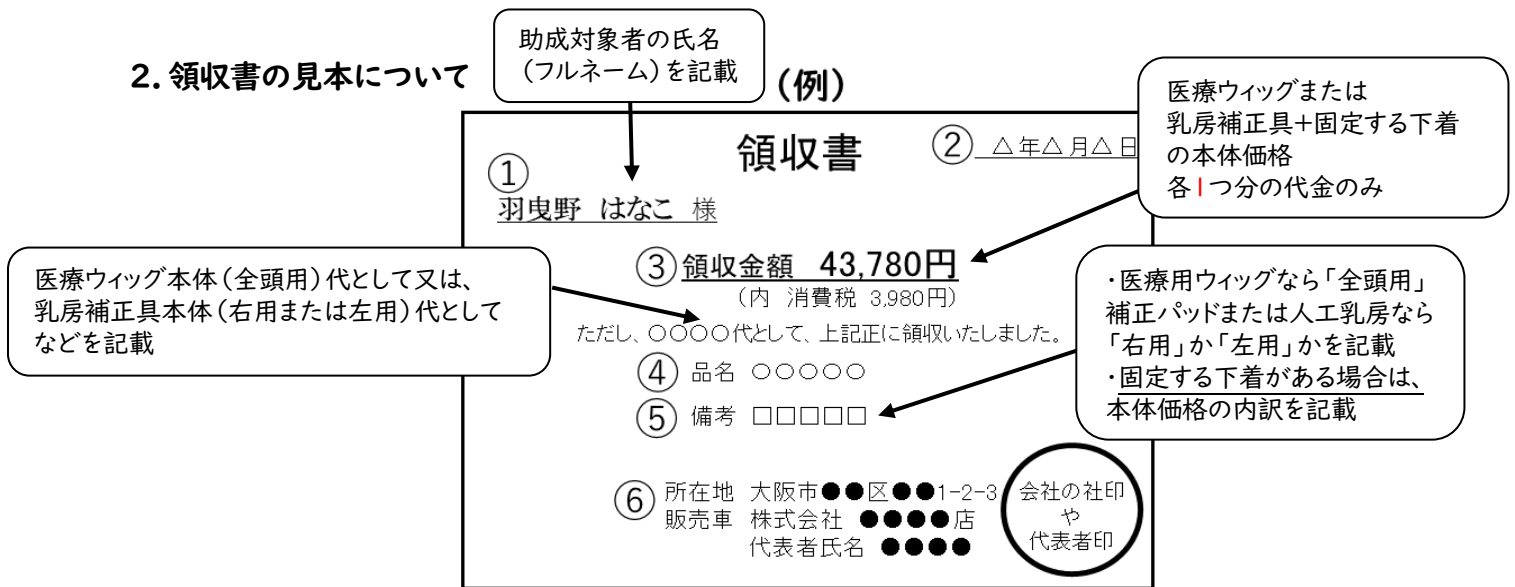
ウィッグ又は乳房補正具の販売店から領収書を受け取る際は、下記の内容を記載してもらってください。

- ①購入者(助成対象者)、氏名(フルネームで)を記入。 ※「名字のみ」や「上様」は不可。
- ②購入日(申請日が購入日から1年以内であること)
- ③医療用ウィッグ又は乳房補正具の本体価格 個数はそれぞれ1つのみの価格です。
  - ・医療用ウィッグは、全頭用に限る。付属品及びケア用品は除く。
  - ・乳房補正具は、がん治療に伴う乳房の形の変化に対応するための補正パッド(補正パッドを固定する下着を含む)又は人工乳房の本体価格(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは対象外) 付属品及びケア用品は除く。
- ④品名(品番)。
- ⑤備考には、医療用ウィッグは「医療用ウィッグ(全頭用)」の記載、乳房補正具は「補正パッド」または「人工乳房」など、左右どちら用かの記載も必要。

※補正パッド等を購入した場合はそれを固定する下着も対象です。内訳に補正パッド〇〇円、  
補正パッド用下着〇〇円と書いてもらってください。またその合計金額が、領収書の金額と合うように  
してください。

- ⑥購入業者名、購入業者の押印。

2. 領収書の見本について



3. その他

上記④、⑤が書かれた領収書の発行が難しい場合は、④、⑤のうち領収書に書かれていない内容が明記された書類(明細書やお客様控え、購入した品の品名や値段がのっているパンフレット等)を添付することで、1の領収書とみなします。 ※レシートは使用できません。

◎ご不明な点は下記までお問い合わせください。(平日 9:00~17:30)

羽曳野市健康増進課 住所:羽曳野市誉田4丁目1番1号 ☎072-947-3660(ダイヤルイン)